

第 2 2 2 回府中市建築審査会

令和6年4月24日開催第222回府中市建築審査会に上程された議案について、下記のとおり議決された。

審議概要

1 開催日時 令和6年4月24日（水）午後2時57分～午後4時8分

2 開催場所 府中駅北第2庁舎3階会議室

3 出席者

(1) 会長1名、委員4名

(2) 特定行政庁及び事務局（都市整備部職員9名）

4 傍聴人 1名

5 議題

(1) 第1号～第3号議案

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（敷地と道路の関係）

6 議題の概要

議案番号	第1号	第2号	第3号
建築場所	南町一丁目	朝日町一丁目	小柳町三丁目
工事種別	新築	新築	新築
主要用途	二戸長屋	一戸建ての住宅	二戸長屋
構造	木造	木造	木造
階数	地上2階建て	地上2階建て	地上2階建て
延べ面積	106.00 m ²	144.08 m ²	116.34 m ²
最高高さ	7.271m	8.358m	7.793m

7 議事

(1) 議案第1号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準3に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、敷地東側の水路幅員等についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(2) 議案第2号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、建築基準法第43条第2項第2号に関する許可同意基準第2の基準4に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、道の線形等についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

(3) 議案第3号について

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。そのうえで、本計画が、敷地と道路との間の水路について、法定外公共物占用許可（水路敷）を取得し、敷地から建築基準法の道路まで有効に通ずること、また、当該許可の条件として一般の通行の用に供することが明記されていることから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため条件を付し、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意見が出された。

委員からは、水路占有許可部分についての確認がなされ、特定行政庁が応答した。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。